

とちぎ農業労働力確保緊急支援事業助成金交付要領

令和3年11月1日
(一社) 栃木県農業会議

第1 趣旨

一般社団法人栃木県農業会議(以下「農業会議」という。)が主体となっている「とちぎ農業労働力確保緊急支援事業助成金」(以下「助成金」という。)については、この要領の定めるところによる。

第2 事業の目的・内容等

人手不足経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援を行う。

目的	事業内容	交付率	交付の相手
在留資格変更に伴う掛かり増し経費を助成することで労働力不足の解消と農業経営の安定を図る。	農業者に対する在留資格変更に伴う掛かり増し経費の助成	定額 (上限 100 円/1 時間)	外国人を雇用する農業者。(農業法人を含む)

第3 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者は、次の様式を農業会議へ提出する。

提出申請書	部数	添付書類	様式
年度助成金の交付申請	1部	1 事業計画書(別紙様式第4号) 2 事業完了見込み報告書 (別紙様式第6号)	別記様式第7号

※ 提出期限は、事業計画承認後、農業会議が別に定める日。

第4 補助交付条件

(1)事業計画を変更・中止する場合は、農業会議へ報告を行うこと。

第5 状況報告

事業完了見込み報告書(別記様式第6号)を、補助事業交付申請書に添付のうえ、申請する。

第6 実績報告書

事業完了後は、別記様式第4号「年度助成実施計画書」に基づく、実績を作成し、下記の書類を添付して農業会議が定める日までに提出する。

- (1)雇用期間の証明となる種類（特定技能外国人の雇用期間のわかるもの）
- (2)1日当たりの労働時間
- (3)掛かり増しの積算となる根拠資料

第7 補助金の請求

提出請求書	様式	部数	添付書類	提出期限
年度助成金の請求について	別記様式第9号	1部	1 交付決定の写し	農業会議が別に定める日

附則

- 1 この要領は、令和3（2021）年11月1日から実施する。